平成２１年（フ）第５５９号
茨城県笠間市押辺875番地１
債務者　大和田　勇
1　決定年月日時　平成21年10月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月１日まで
水戸地方裁判所

平成２１年（フ）第５６１号
茨城県水戸市元吉田町1415番地の２
債務者　神代真紀美
1　決定年月日時　平成21年10月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月１日まで
水戸地方裁判所

平成２１年（フ）第５６３号
茨城県常陸大宮市秋田1433番地
債務者　植山　英男
1　決定年月日時　平成21年10月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月１日まで
水戸地方裁判所

平成２１年（フ）第５６５号
水戸市河和田２丁目2232番地の２　市営河和田住宅51―８棟３Ｆ８号
債務者　酒井　千裕
1　決定年月日時　平成21年10月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月１日まで
水戸地方裁判所

平成２１年（フ）第５６８号
茨城県那珂市横堀1805番地１　ボナールＢ102号室
債務者　三浦　広志
1　決定年月日時　平成21年10月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月１日まで
水戸地方裁判所

平成２１年（フ）第５７１号
茨城県常陸大宮市栄町1267番地
債務者　桐原　久夫
1　決定年月日時　平成21年10月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月１日まで
水戸地方裁判所

平成２１年（フ）第５７２号
茨城県常陸大宮市栄町1267番地
債務者　桐原　春子
1　決定年月日時　平成21年10月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月１日まで
水戸地方裁判所

平成２１年（フ）第５７３号
水戸市大工町１丁目１番11号
債務者　中崎　　誠
1　決定年月日時　平成21年10月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月１日まで
水戸地方裁判所

平成２１年（フ）第５７６号
茨城県ひたちなか市大字勝倉2676番地20市村住宅
債務者　宮原　正子
1　決定年月日時　平成21年10月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月１日まで
水戸地方裁判所

平成２１年（フ）第４８４号
金沢市柿木畠２番13号、従前の住所金沢市幸町24番15号
債務者　和田　淑美
1　決定年月日時　平成21年10月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月１日まで
金沢地方裁判所

平成２１年（フ）第５７１号
京都府城陽市観音堂東浦79番地の３
債務者　奥　日出男
1　決定年月日時　平成21年10月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月１日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第１３３６号
京都市山科区栗栖野打越町48番地７
債務者　片山　園代
1　決定年月日時　平成21年10月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月１日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第１５６８号
京都市中京区富小路通夷川上る大炊町360番地26
債務者　武長　和幸
1　決定年月日時　平成21年10月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月１日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第１６３６号
京都市山科区大塚西浦町25番地５　フレグランスミル102
債務者　後藤　綾子
1　決定年月日時　平成21年10月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月１日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第１６８６号
京都府相楽郡南山城村大字北大河原小字釜ノ子29番地598
債務者　山田　宣子
1　決定年月日時　平成21年10月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月１日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第１７２１号
京都市右京区嵯峨北堀町20番地の184
債務者　石丸　浩司
1　決定年月日時　平成21年10月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月１日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第１７８３号
京都市右京区太秦門田町15番地１　ルシェル太秦105号
債務者　八田　邦彦
1　決定年月日時　平成21年10月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月１日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第５６５号
奈良市法華寺町1344番地の４
債務者　寺島きぬ子
1　決定年月日時　平成21年10月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月１日まで
奈良地方裁判所